

七、この争議に關し、株主者を出サバルニト、

以上、

カンロクノ建設(株)株式会社

要求書

要求事項

- 一、工場委員制度ヲ採用スルニト、
(別添ハ通り)
- 二、他、労働組合ヲ加入ノ自由ヲ認
ムルコト、
- 三、解雇及退職手續
一項、会社、都合ニシテ不得已解
雇、場合ハ左ノ手續ヲ履行
スルコト、
解雇満六ヶ月以下、日給三十日分
給付、満六ヶ月以上、二十日分
給付、又、再日給無キカ、完結

建設工組合、木工組合、運轉工組合

労働報課

回答事項

- 一、採用ス、但シ、労働組合ニシテ、工場ニ適
シ、他、元々、ナシトシテ、要ス、
- 二、承認ス、但シ、労働組合社内ニテ、労働
組合ノ本部、又、支部ヲ要スルニト、
- 三、一項、従業員ノ過失、又、怠慢
ニシテ、又、事業ノ減少、又、解散、シ
テ、解雇、場合ハ左ノ手續ニシテ、
解雇、手續ヲ履行ス、
解雇、満六ヶ月以下、日給、三十日分
給付、満六ヶ月以上、二十日分
給付、又、再日給、無キカ、完結
スルニト、

1929.9.15
18726 79